

入院者訪問支援事業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

令和5年度予算額 94百万円 → 令和6年度概算要求額 1.9億円

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援

傾聴、生活に関する相談、情報提供等



※2人一組で精神科病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要



孤独感、自尊心の低下

誰かに相談したい、話を聞いてほしい



【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

都道府県等が担う業務について

準備

- ・ 庁内の調整・・・①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・ 庁外の調整・・・①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）
③管内市町村と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）
- ・ 要綱作成・・・国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成

研修への派遣、研修の実施

- ・ 支援員養成研修（国で実施）への派遣・・・受講者の募集・推薦募集
※令和5年度は厚生労働省にて3回実施予定です。（通知済み）
- ・ 支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）・・・①受講者募集・推薦 ②研修準備（会場、講師、費用確保）③研修実施
④修了証発行 ⑤受講者名簿管理

支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド）
- ②支援員の登録、管理（名簿等の作成）
- ③支援員への事前説明
- ④支援員へのサポート体制の構築
- ⑤事業実施記録管理
- ⑥年度末報告

※特別区、保健所設置市で実施する場合には、支援員の選任を都道府県に行っていただく必要があります。

事業の周知

- ①本事業の啓発資料の作成
- ②管内市町村・・・市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ③精神科病院等・・・退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼

会議設置・運営

- 推進会議・・・①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告
実務者会議（委託可）・・・①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ
⑤事業報告

評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う
- ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる
- ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県は、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。（令和6年度以降）
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。（令和6年度以降）

訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等・内容：令和5年度は国の通知に準拠
令和6年度以降は省令に準拠



【講義】

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する

【演習】

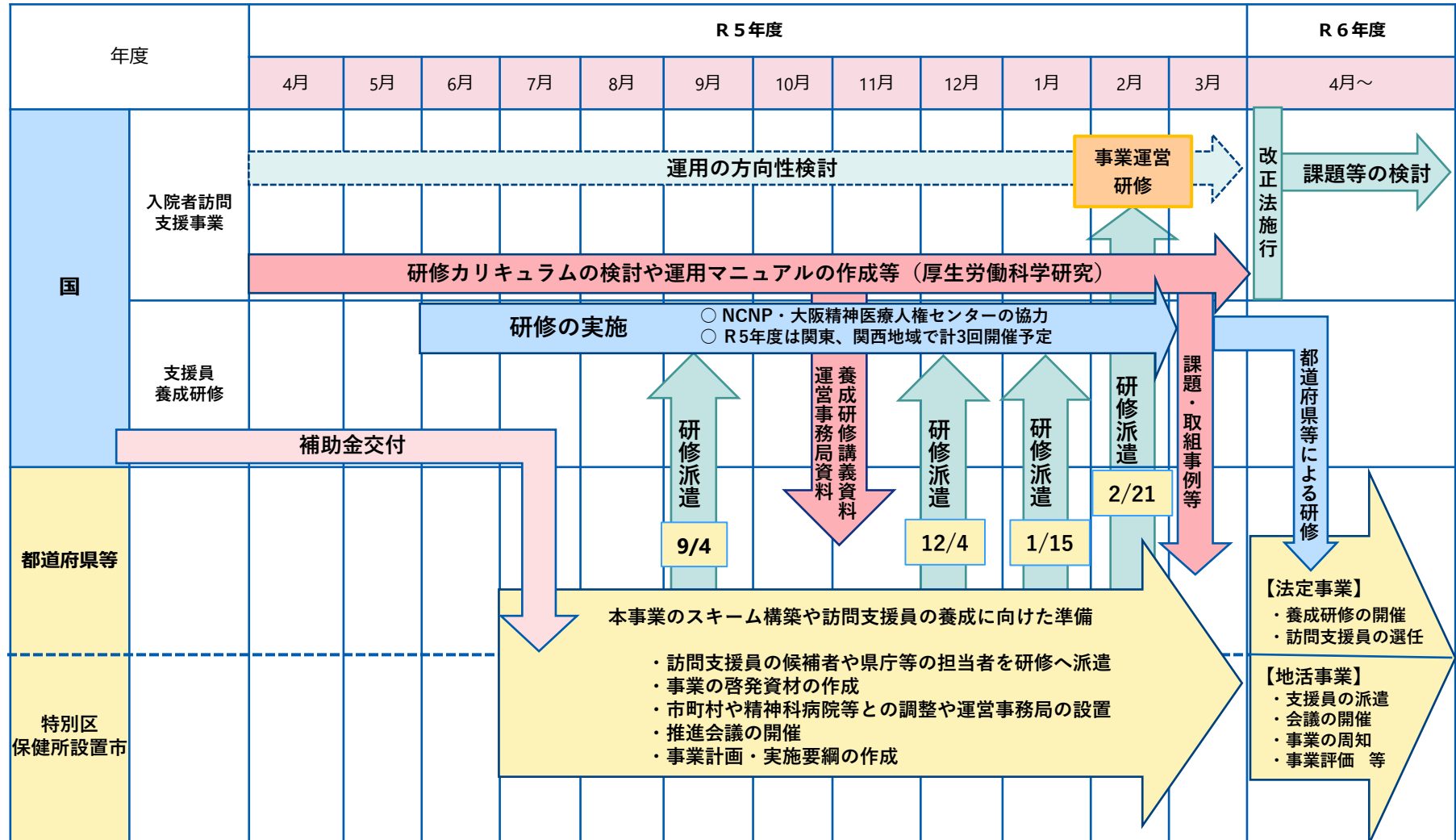
講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



令和6年度以降、地域生活支援事業（※）を活用し訪問支援員養成研修を実施する場合

- 都道府県等においては、養成研修の開催
 - 特別区、保健所設置市においては、都道府県等が行う養成研修への受講者の派遣
 - 特別区、保健所設置市において養成研修を実施する場合は都道府県等から委託の上で実施
- ※概算要求中のため予算編成過程において変更の可能性あり

本事業の主なスケジュール



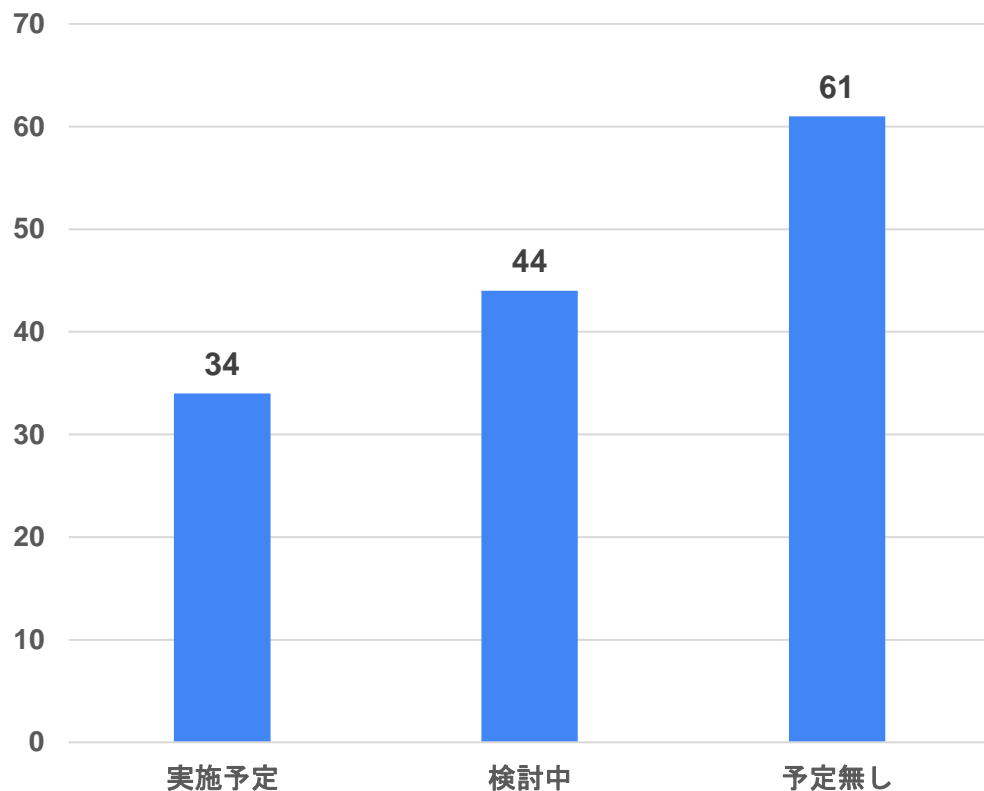
自治体意向調査の結果

国において、次年度以降の事業実施に向けた意向調査を、都道府県、政令市保健所、設置市、特別区に実施

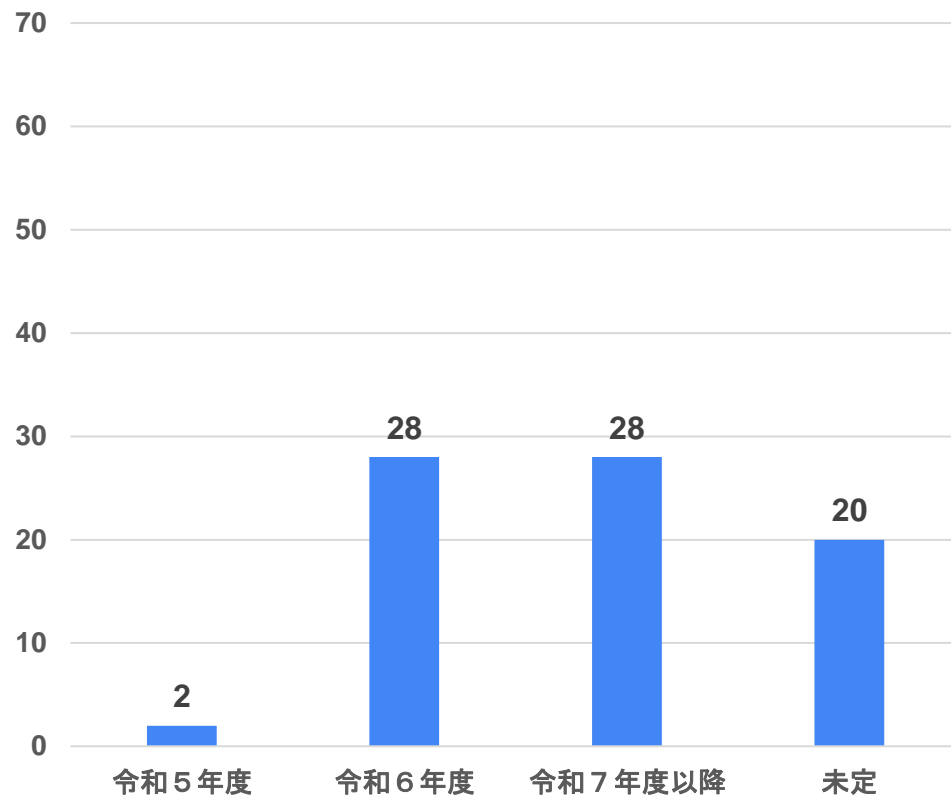
- 回答自治体数は、45都道府県、17政令市、56中核市/保健所設置市、21特別区の計139自治体です。
- 令和6年度入院者訪問支援事業（補助事業）の実施予定は、実施予定34自治体、検討中44自治体、予定無し61自治体です。
- 病院訪問開始予定は、令和5年度2自治体、6年度28自治体、7年度以降28自治体、未定20自治体です。

※令和5年12月8日時点

令和6年度の入院者訪問支援事業の実施予定について
(n=139)



病院訪問開始予定時期
(n=78)



入院者訪問支援事業運営研修について

○都道府県等が令和6年度の事業開始に向けて必要な準備、事業運営に係る事務局業務、事業の進め方等の具体的な方法について、講義及び先行自治体の取組事例等の報告から情報を得た上で、事業推進の中心的な役割を担う各自治体においてコアとなる者とともに具体的に検討する機会とする。

【日時】

令和6年2月21日（水）10時～16時

【場所】

東京都内会議室

【対象自治体】

都道府県、指定都市

※主として令和6年度に事業開始を予定している自治体

※令和6年度も類似の研修を予定

【参加者想定】

1自治体2～3名

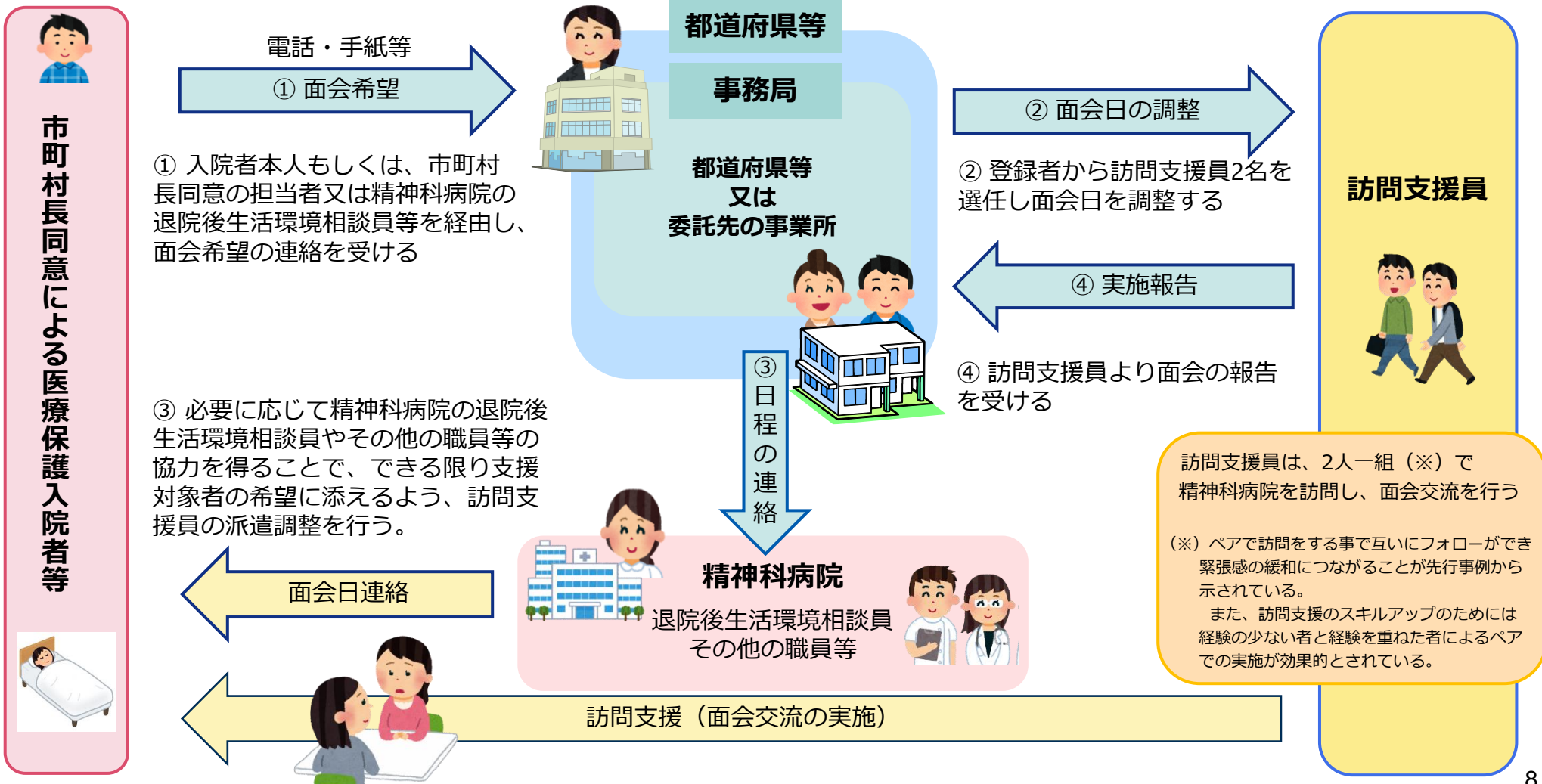
都道府県等主管課担当者 1名に加えて、以下に挙げる方を想定

- ・事業推進において中心的な役割を担うことが期待できる者（委託予定事業者等）
- ・養成研修講師、ファシリテーターを担うことが期待される者（精神保健福祉の専門職等）
- ・訪問支援員の中心的な役割を担うことが期待できる者（専門職やピアサポーター等）

※詳細は追ってお示しする。

参考資料①：訪問支援員派遣の流れ

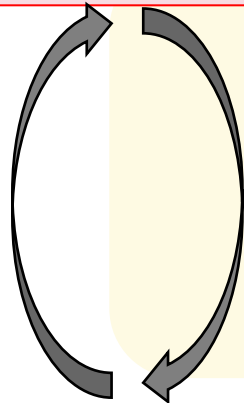
- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



参考資料②：本事業に係る会議

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

進め方の検討・見直し



推進会議

【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、
その他有識者等

課題等の洗い出し・検証

実務者会議

【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

参考資料③：入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。

※地域の実態等を踏まえ、市町村長同意による医療保護入院者と同等に支援が必要として都道府県知事が認めた者への周知依頼も可能

